

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000
------------	------------

令和3年5月審査分

令和3年5月31日

事業所（保険者）名	〇〇介護事業所
-----------	---------

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 A市	0000000001 カゴ 知	請	R3.4	17	1001	700	B	日数回数：明細が受給可能日数超過	AEFB
990000 A市	0000000001 カゴ 知	請	R3.4	17	1003	1,300	B	日数回数：明細が受給可能日数超過	AEFB
990000 A市	0000000001 カゴ 知	請	R3.4	17		2,000	B	サービス実日数：市町村認定の利用可能日数超過	AEF0



ポイント！ 受給者台帳

保険者（市町村）は国保連合会に以下のような受給者の情報を登録しています。

受給者台帳 ・ 被保険者番号、氏名、生年月日、性別、要介護状態区分、認定有効期間、
居宅サービス計画作成区分・作成事業所番号、住所地特例等を登録

- 内容・ ・ ①AEF0 サービス実日数、日数回数：市町村認定の利用可能日数超過
 ②AEFA 日数回数：集計値がサービス実日数超過
 ③AEFB 日数回数：明細が受給可能日数超過

- 原因・ ・ ①AEF0 利用者が月の途中で要介護の認定を受けた場合や、月の途中で資格を喪失した場合、当該月でのサービス可能日数より請求されたサービス日数が多い場合にエラーとなります。
 ②AEFA 「介護給付費請求明細書」の中で、明細情報（給付費明細欄）の日数・回数を集計した値が集計情報（請求額集計欄）のサービス実日数より大きい場合にエラーとなります。
 ③AEFB 「AEF0」と同じエラーですが、このエラーはサービスコード“17”「福祉用具貸与」又は“67”「予防福祉用具貸与」の場合のみ発生します。

対応・ ・ AEF0・AEFBについては、利用者の受給者証等で認定日、喪失日を確認して下さい。喪失日については、転居等で、保険者が変更になっていることがあります。また、保険者が喪失日を間違えていることもありますので、利用者に確認すると共に、必要があれば保険者（市町村または福祉事務所の介護保険担当係）へも照会して下さい。

AEFAについては、「介護給付費請求明細書」明細欄の日数・回数、集計欄のサービス実日数を確認して下さい。

「備考」欄 エラーコード=AEF0、AEFBとなる請求明細書の例

(この請求明細書を提出すると前ページの「請求明細書・給付管理票返戻(保留)一覧表」が国保連合会から送付されます。)

被保険者	被保険者番号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
	(フリガナ)	かご 知											
	氏名	介護 太郎											
給付費明細欄	サービス内容	サービスコード		単位数	回数	サービス単位数		公費分回数	公費対象単位数	摘要			
	車いす貸与	1	7	1	0	0	1			7	0	0	12345-123456
	特殊寝台貸与	1	7	1	0	0	3			1	3	0	0
給付費明細欄 (住所地球例対象者)	サービス内容	サービスコード		単位数	回数	サービス単位数		公費分回数	公費対象単位数	摘要			
請求額集計欄	①サービス種類コード (②の名称)	1	7										
	③サービス実日数	3	0	日									
	④計画単位数			2	0	0	0						
	⑤限度額管理対象単位数			2	0	0	0						
	⑥限度額管理対象外単位数						0						
	⑦給付単位数 (④⑤のうち少ない数) + ⑥			2	0	0	0						
	⑧公費分単位数												
	⑨単位数単価	1	0	0	0	円/単位							
	⑩保険請求額			1	8	0	0	0					
	⑪利用者負担額			2	0	0	0						
	⑫公費請求額												
	⑬公費分本人負担												

誤：30日
正：25日

国保連合会は、保険者が国保連合会に登録している内容を確認し、利用者がサービスを受けられる日数「25日」より、請求されたサービス日数「30日」の方が多いため、AEFBエラーとなります。

受給者台帳
(保険者(A市)が国保連合会に登録している受給者の情報)

保険者番号	被保険者番号	被保険者名	資格喪失日
990000	0000000001	かご 知	20210426

※かご 知は4月26日にA市の介護保険資格を喪失
4月は、4月1日~4月25日までの25日間サービスを受けられる

国保連合会は、保険者が国保連合会に登録している内容を確認し、利用者がサービスを受けられる日数「25日」より、請求されたサービス日数「30日」の方が多いため、AEF0エラーとなります。

エラーの原因と対応

原因・・・
利用者が月の途中で転居し、A市の介護保険資格を喪失したが、30日分請求したため、AEFB・AEF0エラーとなっています。

対応・・・
「回数」と「サービス実日数」を“25日”と修正して再請求して下さい。
残りの5日分は転居後の保険者番号・被保険者番号で請求して下さい。

←→ 突合を行う箇所
←..... 国保連合会が点検時に見る箇所